

# 簡易型AISの開局申請について

(2023年6月現在)

## I 開局申請手続き

本製品(簡易型AISトランスポンダー)は、特定船舶局に分類される無線局ですので、電波法による手続きが必要です。無線局(特定船舶局)を開局するに当たっては、必ず電波法による開局申請手続きが必要です。  
※本製品は、「郵政省告示第240号 第三項第1号(七)簡易型船舶自動識別装置」に該当するため、無線従事者資格は不要です。  
※本製品は、技術基準適合証明(工事設計認証)を受けていますので、簡易な免許手続きにより無線局の免許が取得できます。詳しくは、「II申請に当たっての留意点」をご覧ください。

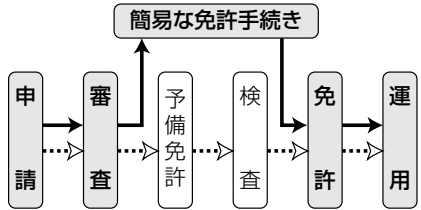
### 郵送で申請する場合

本製品と同梱している「無線局免許申請手続きに必要な書類」に必要な事項を記入し、所定額の国の収入印紙\*を貼り付けのうえ、当該船舶の主たる停泊港を管轄している総合通信局に必要な部数(下記、A~ウ参照)を提出してください。  
★都道府県など地方自治体発行の証紙は、認められません。また、収入印紙に消印しないでください。  
※宛先に「簡易型AISの申請担当」と併記し、「無線局免許状」等の返信用封筒(角2サイズ、切手貼り付け)を必ず同封してください。  
※無線局の免許申請手続きや申請手数料などは、総務省の電波利用ホームページの「免許関係」⇒「無線局開局の手続き・検査」⇒「無線局の免許手続き」⇒「免許」も参考にしてください。 <https://www.tele.soumu.go.jp/>

### インターネットで申請する

同ホームページの「無線局に関する電子申請」を参考にしてください。

### 必要な書類と手続きの流れ



無線局免許申請手続きに必要な書類(Aとイは、同梱)  
A 無線局免許申請書(正:1部)  
イ 無線局事項書及び工事設計書(正、写し:各1部、合計2部)  
ウ 船舶検査証書または船舶国籍証書(写し:1部)  
※「写し」の提出を忘れないようご注意ください。

- 書類審査で、申請書に不備があった場合は、所轄の総合通信局より連絡がありますので、指示にしたがってください。
- 不備がなく全ての審査が終了しますと、「無線局免許状」および「無線局事項書及び工事設計書」の写しが送付されます。
- 以上により所定の手続きが完了し、無線局の運用開始となります。
- 送付された「無線局免許状」は、掲示が困難な場合を除き、簡易型AIS機器のある見やすい場所に掲示してください。また、申請書等の写しは、整理し船舶に大切に保管しておいてください。(再免許等の手続きの際に必要なとなります。)

※注意 無線局の免許を受けずに無線局を運用した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

### 申請書送付先

※宛先には「簡易型AISの申請担当」を併記してください。

	住所	管轄区域(都道府県名)	
北海道総合通信局	060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1	札幌第1合同庁舎12階	北海道
東北総合通信局	980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23	仙台第2合同庁舎12階	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東総合通信局	102-8795 千代田区九段南1-2-1	九段第3合同庁舎22階	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨
信越総合通信局	380-8795 長野市旭町1108	長野第1合同庁舎5階	長野・新潟
北陸総合通信局	920-8795 金沢市広坂2-2-60	金沢広坂合同庁舎6階	富山・石川・福井
東海総合通信局	461-8795 名古屋市中区東白壁1-15-1	名古屋合同庁舎第3号館4階	岐阜・静岡・愛知・三重
近畿総合通信局	540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44	大阪合同庁舎第1号館4階	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国総合通信局	730-8795 広島市中区東白島町19-36		鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国総合通信局	790-8795 松山市味酒町2丁目14-4		徳島・香川・愛媛・高知
九州総合通信局	860-8795 熊本市西区春日2-10-1	熊本地方合同庁舎A棟11階	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄総合通信事務所	900-8795 那覇市旭町1-9	カプーナ旭橋B街区5階	沖縄

## II 申請に当たっての留意点

申請手続きを行うに当たっては、次の点に留意してください。  
• 本手引きは、簡易型AISだけで特定船舶局を新規に開設する際の無線局免許申請の手引きとなっています。  
既に無線局をお持ちの場合等は、手続きが異なりますので、ご注意ください。  
• 電波法の手続きは、運行者主義となっています。つまり、船舶の運行者と所有者が異なる場合は、運行者が申請者となり、運行確約書が必要となります。  
手続きに関して不明な点がありましたら、所轄の地方総合通信局の航空海上課(沖縄総合通信事務所:無線通信課)にお問い合わせください。

## III 運用に当たって

AISトランスポンダーには、無線局の免許を受けた後に、MMSI(海上識別番号:9桁の数字)を入力する必要があります。MMSIは、安全航行関連の情報と一緒に自動的に送信され、この番号をもとに船舶名や免許人の氏名など、重要な情報を判別しますので、必ず入力してください。  
MMSIが未入力の場合、安全航行関連の情報を送信できませんのでご注意ください。  
入力方法は、製品に付属している取扱説明書をご覧ください。なお、MMSIは、無線局の免許の際に指定されます。

### 空中線(アンテナ)

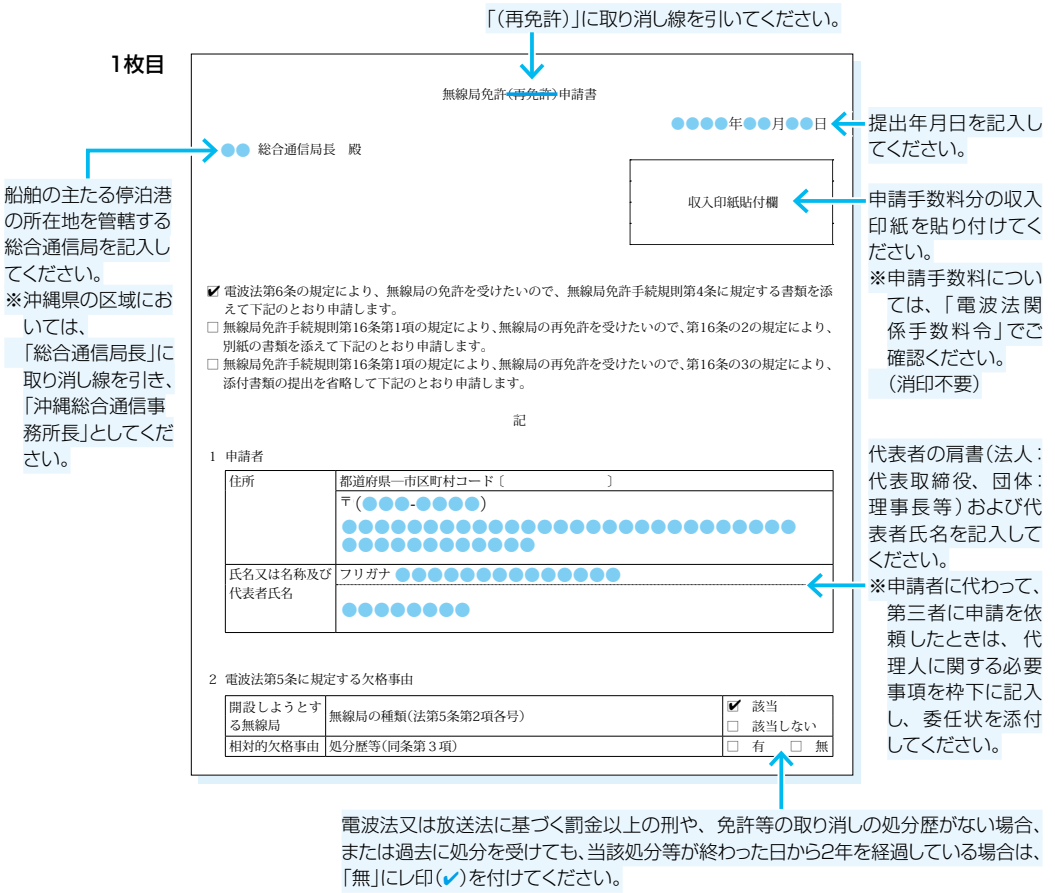
本製品は、空中線(アンテナ)を含めて技術基準適合証明(工事設計認証)を受けた機器です。そのため、お使いいただける空中線(アンテナ)は、技術基準適合証明(工事設計認証)で登録されているものに限定されています。お使いいただける空中線(アンテナ)の詳細については、別紙の「ご参考に~適合アンテナ仕様一覧」をご覧ください。

※注意 技術基準適合証明(工事設計認証)に登録されていない型式の空中線(アンテナ)を使用すると、電波法違反で罰せられる場合がありますので、ご注意ください。

## IV 申請書等の記載例

### 1. 無線局免許申請書の書きかた

※注意 本様式は、特定船舶局のもので、国際航海「有り」等の場合は、様式が異なりますのでご注意ください。



「(再免許)」に取り消し線を引いてください。

1枚目

無線局免許(再免許)申請書

●●●●年●●月●●日

提出年月日を記入してください。

収入印紙貼付欄

申請手数料分の収入印紙を貼り付けてください。  
※申請手数料については、「電波法関係手数料令」でご確認ください。(消印不要)

代表者の肩書(法人:代表取締役、団体:理事長等)および代表者氏名を記入してください。  
※申請者に代わって、第三者に申請を依頼したときは、代理人に関する必要事項を枠下に記入し、委任状を添付してください。

船舶の主たる停泊港の所在地を管轄する総合通信局を記入してください。  
※沖縄県の区域においては、「総合通信局長」に取り消し線を引き、「沖縄総合通信事務所長」としてください。

書類審査で、申請書に不備があった場合は、所轄の総合通信局より連絡がありますので、指示にしたがってください。  
不備がなく全ての審査が終了しますと、「無線局免許状」および「無線局事項書及び工事設計書」の写しが送付されます。  
以上により所定の手続きが完了し、無線局の運用開始となります。  
送付された「無線局免許状」は、掲示が困難な場合を除き、簡易型AIS機器のある見やすい場所に掲示してください。また、申請書等の写しは、整理し船舶に大切に保管しておいてください。(再免許等の手続きの際に必要なとなります。)

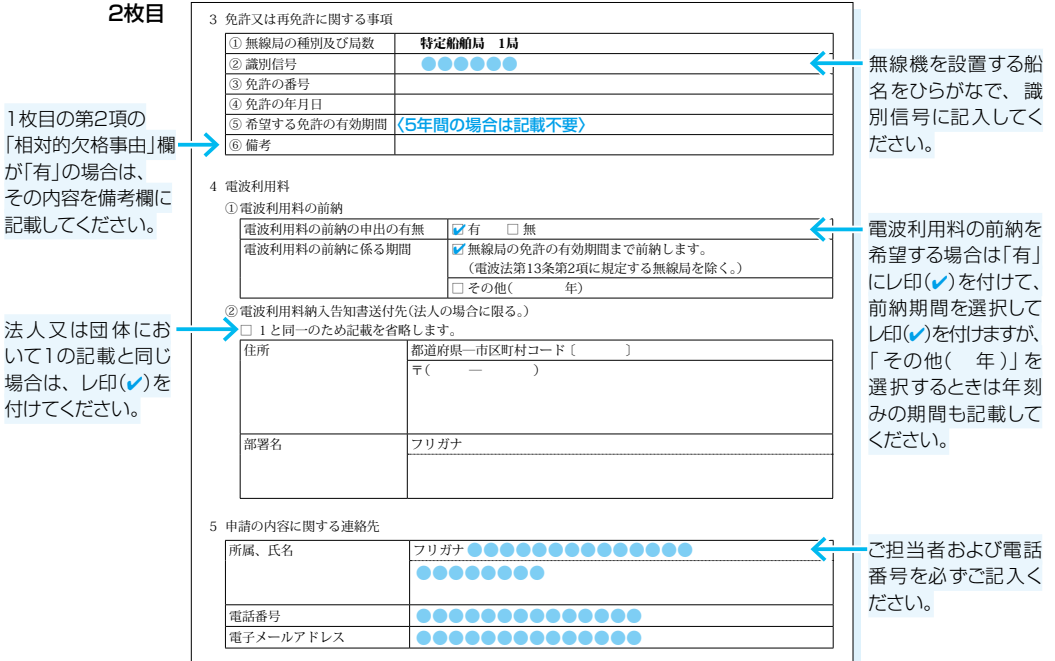
電波法又は放送法に基づく罰金以上の刑や、免許等の取り消しの処分歴がない場合、または過去に処分を受けても、当該処分等が終わった日から2年を経過している場合は、「無」にレ印(✓)を付けてください。

電波法又は放送法に基づく罰金以上の刑や、免許等の取り消しの処分歴がない場合、または過去に処分を受けても、当該処分等が終わった日から2年を経過している場合は、「無」にレ印(✓)を付けてください。

### 2枚目

1枚目の第2項の「相対的欠格事由」欄が「有」の場合は、その内容を備考欄に記載してください。

法人又は団体において1の記載と同じ場合は、レ印(✓)を付けてください。



3 免許又は再免許に関する事項

① 無線局の種類及び局数 特定船舶局 1局

② 識別信号 ●●●●●●

③ 免許の番号

④ 免許の年月日

⑤ 希望する免許の有効期間 (5年間の場合は記載不要)

⑥ 備考

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の申出の有無  有  無

電波利用料の前納に係る期間  無線局の免許の有効期間まで前納します。(電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。)  
 その他( 年 )

② 電波利用料納入告知書送付先(法人の場合に限る。)  
 1と同一のため記載を省略します。

住所 都道府県一市区町村コード( )  
〒( )

部署名 フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名 フリガナ ●●●●●●●●●●  
●●●●●●●●●●

電話番号 ●●●●●●●●●●

電子メールアドレス ●●●●●●●●●●

無線線を設置する船名をひらがなで、識別信号に記入してください。

電波利用料の前納を希望する場合は「有」にレ印(✓)を付けて、前納期間を選択して「その他(年)」を選択するときは年刻みの期間も記載してください。

ご担当者および電話番号を必ずご記入ください。

2. 無線局事項書及び工事設計書の書きかた

1枚目

無線局事項書及び工事設計書	
1 免許の番号	
2 申請(届出)の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許
3 無線局の種別コード	MSS
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	船舶の安全かつ円滑な航行の確保のため船舶局の開設を希望するものです。
5 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人
6 住所	都道府県一市区町村コード ( ) 〒 ( ) 電話番号 ( )
7 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ( )
8 希望する運用許容時間	
9 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: 月 日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 日 日
10 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定: 月 日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から 月 日以内の日
11 無線局の目的コード	GEN <input type="checkbox"/> 従たる目的
12 通信事項コード	MAA
13 無線設備の設置場所	フリガナ ( ) 船舶又は航空機名 ( )
14 通信の相手方	<input type="checkbox"/> 免許人又は免許人加入団体所属の海岸局 <input checked="" type="checkbox"/> 船舶局 <input checked="" type="checkbox"/> その他(港湾通信業務を行う海岸局)
15 識別信号	(MMSI) ( )
16 停泊港コード	( )
17 主たる停泊港又は定置場	( )
18 船舶又は航空機の所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ( )

無線機を設置する船名をひらがなで、識別信号に記入してください。

該当する□に  
し印(✓)を付けて  
ください。

「3. コード表等  
16 停泊港コード  
(都道府県)」を参  
考に、停泊港コ  
ードを記入してく  
ださい。

3枚目

29 無線局の区別			
30 機器の種類	31 製造者名	32 検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	33 製造番号
<input type="checkbox"/> 27MHzDSB 送受信機 (27D)			
<input type="checkbox"/> 27MHzSSB 送受信機 (27S)			
<input type="checkbox"/> 40MHz 送受信機 (40)			
<input type="checkbox"/> 150MHz 送受信機 (AM) [150]			
<input type="checkbox"/> 携帯型 150MHz 送受信機 (FM) [JP]			
<input type="checkbox"/> 固定型 150MHz 送受信機 (FM) [JU]			
<input type="checkbox"/> VHF データ交換装置 (VDE)			
<input checked="" type="checkbox"/> 簡易 AIS (AIS)			
<input type="checkbox"/> 400MHz 送受信機 (FM) [400]			
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 (LP)			
<input type="checkbox"/> レーダー (R)			
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 (SE)			
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]			
<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 (ATL)			
<input type="checkbox"/> その他 ( )			
<input type="checkbox"/> その他 ( )			
34 特殊な設備			
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機(超短波帯) (DSR)			
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機(和文) (NRN)			
<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 (LRN)			
<input checked="" type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 (GPS)			
<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 (ADF)			
<input type="checkbox"/> その他 ( )			
<input type="checkbox"/> その他 ( )			
35 附属装置			
<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 (S)			
<input type="checkbox"/> 変調信号処理装置 (SM)			
<input type="checkbox"/> データ伝送装置 (DT)			
<input type="checkbox"/> その他 ( )			
<input type="checkbox"/> その他 ( )			
36 A T I S 番号			
37 船舶等識別番号			
38 その他の工事設計			
<input checked="" type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。			
39 備考			

本体底面に貼られた無線機銘板の内容をご記入ください。(下図参照)

32 適合表示無線設備の番号  
33 製造番号

**ご注意**  
適合表示無線設備の番号は、設置前に、ご確認ください。  
設置後は、銘板が隠れて、確認できないことがあります。

2枚目

19 無線局の区別		
20 電波の型式	周波数	空中線電力
<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D	27MHz帯 54波	1W
<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D	40MHz帯 ( )	5W
<input type="checkbox"/> F3E	150MHz帯 (ch 15-17)	0.8W
<input type="checkbox"/> F2B	150MHz帯 (ch 70)	W
<input type="checkbox"/> F3E	150MHz帯 ( )	W
<input checked="" type="checkbox"/> F1D	161.5-162.025MHz 25kHz 間隔の周波数 22波	2W
<input type="checkbox"/>		W
<input type="checkbox"/>		W
<input type="checkbox"/> PON	9410MHz	kW
<input type="checkbox"/> QON	9350MHz	0.4W
<input type="checkbox"/> PON QON VON	9400MHz	W
<input type="checkbox"/> F1D	161.975MHz 162.025MHz	1W
<input type="checkbox"/> G1B	<input type="checkbox"/> 406.025MHz <input type="checkbox"/> 406.028MHz <input type="checkbox"/> 406.031MHz <input type="checkbox"/> 406.037MHz <input type="checkbox"/> 406.04MHz	5W
<input type="checkbox"/> A3X	<input type="checkbox"/> 121.5MHz	0.05W
21 航行区域又は従業制限コード及び航行する海域コード	( )	
22 船舶番号又は漁船登録番号	( )	
23 用途コード	( )	
24 総トン数	( )	
25 信号符号	( )	
26 旅客定員コード	( )	
27 長さコード	( )	
28 加入海岸局	正加入 準加入	

船舶検査証書などを参考に、記入してください。  
なお、コードについては、「3. コード表等」を併せてご覧ください。

3. コード表等

以下の内容は、「無線局事項書及び工事設計書」様式の各欄に使用するコードや、一般的な記入例です。  
なお、各項目の先頭に記載している番号は、「無線局事項書及び工事設計書」様式の欄番号です。

16 停泊港コード(都道府県)

北海道 01	福島県 07	東京都 13	山梨県 19	滋賀県 25	鳥取県 31	香川県 37	熊本県 43
青森県 02	茨城県 08	神奈川県 14	長野県 20	京都府 26	島根県 32	愛媛県 38	大分県 44
岩手県 03	栃木県 09	新潟県 15	岐阜県 21	大阪府 27	岡山県 33	高知県 39	宮崎県 45
宮城県 04	群馬県 10	富山県 16	静岡県 22	兵庫県 28	広島県 34	福岡県 40	鹿児島県 46
秋田県 05	埼玉県 11	石川県 17	愛知県 23	奈良県 29	山口県 35	佐賀県 41	沖縄県 47
山形県 06	千葉県 12	福井県 18	三重県 24	和歌山県 30	徳島県 36	長崎県 42	

21 航行区域又は従業制限コード

平水区域	HSK
沿海区域	EKK
近海区域	KKK
遠洋区域	EYK
限定沿海	EKG
限定近海	KKG
2時間限定沿海	E2G
瀬戸内限定	EKS
第1種	F1S
第2種	F2S
第3種	F3S
小型第1種	FK1
小型第2種	FK2

23 用途コード

旅客船	PSG
貨客船	PCS
貨物船	CRG
油送船	OTL
巡視船	PTV
漁船	FSB
魚貨物船	FCS
レジャー船	LSR
雑船	ZTS

26 旅客定員(12名以下の場合、記入不要)コード

12名を超え250名以下のもの	A
250名を超えるもの	B

27 長さコード

12m未満の船舶	S
12m以上の船舶	L